

母子家庭等高等職業訓練促進給付金のご案内

1 母子家庭等高等職業訓練促進給付金制度とは？

ひとり親家庭の親が資格取得のために6か月以上養成機関に通学する場合に、生活費の一部として最高4年間給付金を支給する制度です。

2 対象者

次のすべての要件を満たしていること

- ▷ ひとり親家庭の母または父であること
- ▷ 児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること
- ▷ 母子・父子自立支援員との事前相談により、適職に就くために必要であると認められること
- ▷ 就業または育児と就業両立が困難であるとみとめられること
- ▷ 同種の制度の給付を受けていないこと

3 対象資格

- ・ 看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護師・歯科衛生士・美容師・社会福祉士
- ・ 製菓衛生師・調理師・精神保健福祉士・栄養士・臨床検査技師・理容師・臨床工学技士・言語聴覚士
- ・ 歯科技工士・診療放射線技師・はり師・きゅう師・柔道整復師・視能訓練士・義肢装具士・自動車整備士
- ・ 6か月以上の修業を要する民間資格（デジタル分野等）

4 支給対象期間

修学する期間に相当する期間（その期間が4年を超えるときは4年が上限となります。）

5 支給額

- ・ 高等職業訓練促進給付金
（市民税非課税世帯）月額100,000円 修学期間の最後の1年間は140,000円
（市民税課税世帯）月額70,500円 修学期間の最後の1年間は110,500円
- ・ 修了支援給付金（支給は修了後の1回のみ）
（市民税非課税世帯）50,000円
（市民税課税世帯）25,000円

6 その他

給付金の申請に当たり、所得制限や同種制度の利用状況による支給制限等各種要件があります。必要な申請書類等、詳しくは下記までお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
旭川市子育て支援部子育て助成課
住所：〒070-8525
旭川市7条通9丁目 総合庁舎3階
電話：0166-25-9107